

# 交通事故などの第三者行為による ケガや病気の治療で保険証を使った ときはすぐに届け出を！

後期高齢者医療の被保険者が、第三者（加害者）の過失や故意によりケガを負わされた場合は、その医療費は本来加害者が支払うべきものですが、加害者の賠償まで時間がかかることも想定されるため、いったん京都府後期高齢者医療制度で診療を受けることもできます。

後期高齢者医療が立て替えた医療費は、後から加害者に請求しますが、この請求には、「第三者の行為による被害届」等の書類が必要です。

必ずお住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口に届け出てください。

## 第三者行為の例

### ●交通事故にあった

衝突した車両の運転手や同乗していた車両の運転手に治療費を請求します。

### ●他人の飼い犬に噛まれた

犬の飼い主に治療費を請求します。

### ●購入品や飲食店での食中毒

食品の販売元や飲食店に治療費を請求します。

●傷害事件に巻き込まれた  
傷害事件の相手方に治療費を請求します。

●他人の落下物に当たった  
工事の管理責任者（会社）に治療費を請求します。

